

半 期 報 告 書

(第89期中)

自 2025年 4 月 1 日
至 2025年 9 月 30 日

KNT-CT ホールディングス株式会社

目次

	頁
表紙	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	
1 株式等の状況	5
2 役員の状況	14
第4 経理の状況	
1 中間連結財務諸表	16
2 その他	22
第二部 提出会社の保証会社等の情報	23

[期中レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月13日
【中間会計期間】	第89期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
【会社名】	KNT－CTホールディングス株式会社
【英訳名】	KNT-CT Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小山 佳延
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	03（5325）8522（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 前田 慎一
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
【電話番号】	03（5325）8522（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 前田 慎一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第88期 中間 連結会計期間	第89期 中間 連結会計期間	第88期
会計期間	自2024年 4月1日 至2024年 9月30日	自2025年 4月1日 至2025年 9月30日	自2024年 4月1日 至2025年 3月31日
売上高 (百万円)	134,422	146,547	274,516
経常利益 (百万円)	2,586	3,525	6,776
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益 (百万円)	2,522	3,122	7,680
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	1,959	3,852	7,150
純資産額 (百万円)	46,130	55,173	51,321
総資産額 (百万円)	145,076	160,954	136,734
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	92.35	97.34	281.12
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	31.8	34.2	37.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	10,735	15,931	4,223
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△708	△801	△941
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△115	△57	△218
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (百万円)	94,923	103,087	88,073

（注）1．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当中間連結会計期間のわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が持ち直す一方、エネルギー価格や物価の高止まり等により、家計の負担感が残る状況となりました。景気全体としては緩やかな回復を維持しつつも、米国の通商政策や金融資本市場の変動の影響など先行きには依然として不透明感が残っています。

旅行業界におきましては、国内旅行については、宿泊費を含む旅行代金の上昇や生活コスト増加による消費者の節約志向が続くなか、需要の伸び悩みが見られました。海外旅行については、円安基調や渡航先の物価上昇、原油価格の高止まり等により旅行代金の高騰が継続しており、需要の完全回復にはなお時間を要していますが、コロナ禍以前への回復が徐々に進んでいます。訪日旅行については、円安基調の継続や航空座席供給の拡大を背景に、長期休暇による訪日需要の高まりもあり、大きな伸びを見せています。

このような情勢の下、当社グループの国内旅行の個人旅行については、クラブツーリズムの添乗員同行ツアーにおいて、テーマ性の高い旅行商品の造成を積極的に進めています。その一環として、2025年8月には西日本旅客鉄道株式会社および京都鉄道博物館と連携し、貨物線を走行し京都鉄道博物館へ直接乗り入れる特別ツアーを実施いたしました。また、「涼」をテーマに、避暑地滞在や夜間観光などを組み合わせた「涼旅」シリーズを展開し、猛暑に対応した旅行商品の拡充に努めました。一方、団体旅行では、近畿日本ツーリストが企業コンベンションの取扱いに加え、夏の各種スポーツ大会など、学生団体の需要獲得に努めました。

海外旅行の個人旅行については、クラブツーリズムの添乗員同行ツアーで、各方面が好調に推移し、特に、ヨーロッパ方面のツアーが人気を集めました。また、9月には、クルーズ客船「ダイヤモンド・プリンセス」をチャーターするツアーを実施し、多くのお客様にご参加いただきました。一方、団体旅行では、近畿日本ツーリストは、企業イベントや報奨旅行などMICE案件や、海外見本市をはじめとした視察旅行などの受注拡大に努めました。

訪日旅行については、クラブツーリズムでは、多言語対応のグローバルWEBサイトにおいて、季節商品である日本各地の花火大会を訪れる添乗員同行ツアーが人気を博しました。

その他、イベント関連では、大阪・関西万博関連では、クラブツーリズムの添乗員ツアーで、各地発着の宿泊・日帰りツアーを販売しました。また、東京2025世界陸上競技選手権大会では、近畿日本ツーリストが大会関係者の宿泊・輸送や観戦ツアー、参加チームの事前合宿などを幅広く取り扱いました。また、地域共創事業の取組みとして、クラブツーリズムでは、長野県生坂村で、地域と旅行者が協働して自然環境を再生する「リジェネラティブ・ツーリズム」第2期を始動し、持続可能な観光と地域づくりを推進しております。

さらに、「未来創造事業」として新規分野への取組みでは、教育分野において、株式会社学研ホールディングスと探究学習の事業化に向けた基本合意を締結し、旅行会社と教育事業会社が共同で実施するオンラインとリアルを融合した「探究学習専門スクール」の設立を進めています。

今後も当社グループは、「まだ見ぬところへ、まだ見ぬ明日へ」のパーパスのもと、高付加価値な旅行商品の提供と地域との共創を通じ、持続的な成長を目指してまいります。

以上の結果、当中間連結会計期間における連結業績は、国内旅行、海外旅行および訪日旅行が堅調に推移し、連結売上高は1,465億47百万円（前年同期比9.0%増）となりました。費用面では給与のベースアップ等による人件費やシステム経費等が増加しましたが、増収による売上総利益の増加や費用支出の最適化を図り、連結営業利益は29億78百万円（前年同期比33.1%増）、連結経常利益は35億25百万円（前年同期比36.3%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は31億22百万円（前年同期比23.8%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当中間連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ、主に預け金および旅行前払金、受取手形、営業未収金及び契約資産の増加により242億20百万円（17.7%）増加し、1,609億54百万円となりました。負債合計は、前連結会計年度末に比べ、主に営業未払金、預り金および旅行前受金が増加したことにより203億68百万円（23.8%）増加し1,057億81百万円となりました。また、純資産は、主に親会社株主に帰属する中間純利益の計上により、前連結会計年度末に比べ38億52百万円増加し、551億73百万円となりました。なお、2025年6月17日開催の第88回定時株主総会の決議により、資本準備金の減少および欠損填補を行っております。これらに伴い、当中間連結会計期間末において資本剰余金が38,649百万円、利益剰余金が13,906百万円となっております。

この結果、自己資本比率は34.2%（前連結会計年度末 37.5%）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前連結会計年度末に比較して150億13百万円増加し1,030億87百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における営業活動による資金は159億31百万円の増加（前年同期は107億35百万円の増加）となりました。これは主に旅行前払金の増加による影響で40億84百万円減少したものの、旅行前受金の増加による影響で108億16百万円、仕入債務の増加による影響で60億96百万円、預り金の増加による影響で42億62百万円それぞれ増加したためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における投資活動による資金は8億1百万円の減少（前年同期は7億8百万円の減少）となりました。これは主に差入保証金の回収による収入で4億70百万円増加したものの、固定資産の取得による支出で8億12百万円、差入保証金の差入による支出で2億68百万円それぞれ減少したためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における財務活動による資金は57百万円の減少（前年同期は1億15百万円の減少）となりました。これは主にリース債務の返済による支出で57百万円減少したためであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について、重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	38,000,000
A種種類株式	150
B種種類株式	250
計	38,000,400

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月13日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	27,331,013	27,331,013	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
A種種類株式	150	150	非上場	単元株式数1株 (注)
B種種類株式	250	250	非上場	単元株式数1株 (注)
計	27,331,413	27,331,413	—	—

(注) 株式の内容

1. A種種類株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

① A種優先配当金

当社は、2022年3月末日に終了する事業年度から2032年3月末日に終了する事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をすることは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。）に対し、下記(8)①に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記②に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

② A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、100,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、年率1.85%（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（下記④に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

③ 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金およびA種累積未払配当金相当額（下記④に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本④に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記②に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、上記②ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積（本④に従い累積する金額を「A種累積未払配当金相当額」という。）する。当社は、A種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、下記(8)①に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、A種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記(8)②に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および下記③に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。

ただし、本①においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

② 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額（以下「A種日割未払優先配当金額」という。）は、払込金額相当額にA種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該分配日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から、当該分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、閏日を含む事業年度については366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（A種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該分配日に係るA種日割未払優先配当金額の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 金銭を対価とする取得請求権

① 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、A種種類株主が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下「償還請求日」という。）として、当社に対して書面による通知（以下「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i)払込金額相当額ならびに(ii)A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本①においては、償還請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、償還請求日においてA種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

② 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

③ 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記②に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

(5) 金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)金銭対価償還日における①払込金額相当額、ならびに②A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(5)においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(6) 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(7) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

① 当社は、A種種類株式について株式の分割または併合を行わない。

② 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

③ 当社は、A種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(8) 優先順位

- ① A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金（下記2.（1）①に定義される。）、B種累積未払配当金相当額（下記2.（1）④に定義される。）および普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第1順位（A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A種優先配当金およびB種優先配当金が第2順位（A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- ② A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、A種種類株式およびB種種類株式が第1順位（A種種類株式およびB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式が第2順位とする。
- ③ 当社が剰余金の配当または剰余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または剰余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または剰余財産の分配を行う。

2. B種種類株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

① B種優先配当金

当社は、2022年3月末日に終了する事業年度から2027年3月末日に終了する事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて、以下「B種種類株主等」という。）に対し、下記(8)①に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、下記②に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

② B種優先配当金の金額

B種優先配当金の額は、100,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、年率1.85%（以下「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当（下記④に定めるB種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

③ 非参加条項

当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金およびB種累積未払配当金相当額（下記④に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本④に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記②に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、上記②ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積（本④に従い累積する金額を「B種累積未払配当金相当額」という。）する。当社は、B種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、下記(8)①に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、B種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記(8)②に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額および下記③に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。

ただし、本①においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

② 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 日割未払優先配当金額

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額（以下「B種日割未払優先配当金額」という。）は、払込金額相当額にB種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該分配日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から、当該分配日または払込期日の5年後の応当日のいずれか遅い方の日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、閏日を含む事業年度については366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

ただし、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当（B種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該分配日に係るB種日割未払優先配当金額の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 金銭を対価とする取得請求権

① 金銭対価取得請求権

B種種類株主は、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、B種種類株主が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下「償還請求日」という。）として、当社に対して書面による通知（以下「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るB種種類株式の数に、(i)払込金額相当額ならびに(ii)B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、B種種類株主は、(a)払込期日の5年後の応当日においてB種種類株式を所有している場合、又は、(b)引受契約書に定める2023年3月期以降の当社グループの財務状況などに一定の事由が生じた場合にのみ、当社に対して償還請求を行うことができる。

本①においては、償還請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、償還請求日においてB種種類株主から償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各B種種類株主により償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当社はB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

② 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

③ 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記②に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

(5) 金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部または一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(ii)金銭対価償還日における①払込金額相当額、ならびに②B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(5)においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

B種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(6) 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。ただし、譲受人がA種種類株主である場合、B種種類株式に係る担保権の実行に伴う譲渡、および、B種種類株主の債権者に対する代物弁済に伴う譲渡については、当社が承認したものとみなす。

(7) 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- ① 当社は、B種種類株式について株式の分割または併合を行わない。
- ② 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ③ 当社は、B種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(8) 優先順位

- ① A種優先配当金（上記1.(1)①に定義される。）、A種累積未払配当金相当額（上記1.(1)④に定義される。）、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額および普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第1順位（A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A種優先配当金およびB種優先配当金が第2順位（A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- ② A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、A種種類株式およびB種種類株式が第1順位（A種種類株式およびB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式が第2順位とする。
- ③ 当社が剰余金の配当または剰余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または剰余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または剰余財産の分配を行う。

3. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年7月31日 (注)	—	27,331,413	—	100	△7,932	25

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
近鉄グループホールディングス 株式会社	大阪府大阪市天王寺区上本町 六丁目1番55号	14,633	53.56
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区赤坂一丁目8番1号	2,336	8.55
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 （近畿日本鉄道株式会社 退職給付信託口）	東京都港区赤坂一丁目8番1号	1,900	6.95
近鉄バス株式会社	大阪府東大阪市長栄寺19番17号	479	1.76
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	390	1.43
株式会社箱根高原ホテル	神奈川県足柄下郡箱根町元箱根164	380	1.39
株式会社近鉄エクスプレス	東京都港区港南二丁目15番1号	265	0.97
株式会社近鉄百貨店	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 一丁目1番43号	263	0.96
株式会社日本カストディ銀行 （信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	213	0.78
後藤 次郎	徳島県徳島市	179	0.66
計	—	21,041	77.02

（注）日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口）および株式会社日本カストディ銀行（信託口）は、信託業務に係る株式数であります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
近鉄グループホールディングス 株式会社	大阪府大阪市天王寺区上本町 六丁目1番55号	146,328	53.72
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	23,365	8.58
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (近畿日本鉄道株式会社 退職給付信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	19,000	6.98
近鉄バス株式会社	大阪府東大阪市長栄寺19番17号	4,795	1.76
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	3,902	1.43
株式会社箱根高原ホテル	神奈川県足柄下郡箱根町元箱根164	3,803	1.40
株式会社近鉄エクスプレス	東京都港区港南二丁目15番1号	2,657	0.98
株式会社近鉄百貨店	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 一丁目1番43号	2,632	0.97
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,135	0.78
後藤 次郎	徳島県徳島市	1,793	0.66
計	—	210,410	77.24

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	A 種種類株式 150	—	「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載のとおりであります。
	B 種種類株式 250		
	計 400		
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,300	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 27,239,500	272,395	同上
単元未満株式	普通株式 80,213	—	同上
発行済株式総数	27,331,413	—	—
総株主の議決権	—	272,395	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式200株 (議決権 2 個) が含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には当社所有の自己株式96株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) KNT-CT ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿 二丁目6番1号	11,300	—	11,300	0.04
計	—	11,300	—	11,300	0.04

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,183	12,650
預け金	76,200	90,739
受取手形、営業未収金及び契約資産	18,669	21,620
旅行前払金	13,851	17,938
その他	2,890	3,845
貸倒引当金	△21	△27
流動資産合計	123,774	146,766
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	510	500
その他（純額）	504	799
有形固定資産合計	1,014	1,300
無形固定資産		
ソフトウェア	963	1,013
その他	223	623
無形固定資産合計	1,187	1,636
投資その他の資産		
投資有価証券	4,481	5,465
退職給付に係る資産	1,480	1,454
繰延税金資産	1,135	627
その他	4,094	4,136
貸倒引当金	△434	△431
投資その他の資産合計	10,757	11,251
固定資産合計	12,959	14,188
資産合計	136,734	160,954

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	16,178	22,267
未払法人税等	299	143
預り金	15,078	19,333
旅行券等	14,482	14,131
旅行前受金	30,172	40,995
賞与引当金	1,989	1,668
その他	5,012	4,913
流動負債合計	83,214	103,453
固定負債		
繰延税金負債	178	386
その他	2,019	1,940
固定負債合計	2,197	2,327
負債合計	85,412	105,781
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	55,123	38,649
利益剰余金	△5,689	13,906
自己株式	△17	△17
株主資本合計	49,516	52,638
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,215	1,806
繰延ヘッジ損益	71	261
為替換算調整勘定	660	591
退職給付に係る調整累計額	△205	△193
その他の包括利益累計額合計	1,742	2,465
非支配株主持分	62	69
純資産合計	51,321	55,173
負債純資産合計	136,734	160,954

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	134,422	146,547
売上原価	109,310	118,974
売上総利益	25,112	27,573
販売費及び一般管理費	※1 22,874	※1 24,594
営業利益	2,237	2,978
営業外収益		
受取利息	241	459
受取配当金	45	46
為替差益	62	—
持分法による投資利益	—	70
その他	23	23
営業外収益合計	373	600
営業外費用		
支払利息	3	3
為替差損	—	27
支払手数料	20	20
その他	0	1
営業外費用合計	24	53
経常利益	2,586	3,525
特別利益		
関係会社株式売却益	—	21
特別利益合計	—	21
特別損失		
固定資産除却損	2	8
特別損失合計	2	8
税金等調整前中間純利益	2,584	3,538
法人税、住民税及び事業税	82	137
法人税等調整額	△24	274
法人税等合計	58	411
中間純利益	2,525	3,126
非支配株主に帰属する中間純利益	2	4
親会社株主に帰属する中間純利益	2,522	3,122

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
中間純利益	2, 525	3, 126
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△293	590
繰延ヘッジ損益	△353	189
為替換算調整勘定	81	△67
退職給付に係る調整額	△0	12
その他の包括利益合計	△566	725
中間包括利益	1, 959	3, 852
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1, 957	3, 846
非支配株主に係る中間包括利益	1	6

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	2,584	3,538
減価償却費	212	327
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△16	3
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△948	△314
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	53	25
受取利息及び受取配当金	△287	△506
支払利息	24	3
持分法による投資損益 (△は益)	—	△70
為替差損益 (△は益)	18	△1
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	2,800	△3,077
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,459	6,096
預り金の増減額 (△は減少)	6,303	4,262
旅行前受金の増減額 (△は減少)	10,475	10,816
旅行前払金の増減額 (△は増加)	△5,827	△4,084
未払又は未収消費税等の増減額 (△は減少)	△549	△168
旅行券等の増減額 (△は減少)	△835	△350
その他	21	△787
小計	10,570	15,712
利息及び配当金の受取額	288	507
利息の支払額	△23	△3
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△99	△284
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,735	15,931
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△240	△210
定期預金の払戻による収入	264	210
固定資産の取得による支出	△234	△812
差入保証金の差入による支出	△316	△268
差入保証金の回収による収入	23	470
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	175
その他	△206	△367
投資活動によるキャッシュ・フロー	△708	△801
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の増減額 (△は増加)	△0	△0
その他	△115	△57
財務活動によるキャッシュ・フロー	△115	△57
現金及び現金同等物に係る換算差額	65	△57
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	9,976	15,013
現金及び現金同等物の期首残高	84,947	88,073
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 94,923	※1 103,087

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

※ 1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
人件費	12,038百万円	12,654百万円
賞与引当金繰入額	1,538	1,449
退職給付費用	483	481
貸倒引当金繰入額	△11	3

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
現金及び預金勘定	13,076百万円	12,650百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△318	△302
預け金	82,165	90,739
現金及び現金同等物	94,923	103,087

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)

株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)

株主資本の金額の著しい変動

当社は、2025年6月17日開催の第88回定時株主総会の決議により、2025年7月31日付で資本準備金を7,932百万円減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えております。また、同日付で、その他資本剰余金を17,153百万円減少させ、同額を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補を行っております。

これらの結果、当中間連結会計期間末において資本剰余金が38,649百万円、利益剰余金が13,906百万円となっております。なお、本件は株主資本における勘定科目の振替処理であり、株主資本の合計額への影響はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは「旅行業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	
	旅行業	
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
旅行事業	126,830	138,531
旅行関連事業	7,424	7,821
顧客との契約から生じる収益	134,254	146,352
その他の収益	167	195
外部顧客への売上高	134,422	146,547

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	92円35銭	97円34銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	2,522	3,122
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	463
(うち優先配当額)(百万円)	(—)	(463)
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	2,522	2,659
普通株式の期中平均株式数(株)	27,320,452	27,319,824

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月13日

KNT-CTホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 雅彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植田 健嗣

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているKNT-CTホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、KNT-CTホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。